

税金

申告の受付が始まります (2/16月～3/16月)

申告は自主申告が基本です。収支の把握は本人しか分かりません。再度収入等を確認され、会場へお越し下さい。(★申告相談は必ず指定会場で行って下さい。税務課窓口では受け付けていません。)

申告が必要な人

平成27年1月1日現在、
高森町に住所のある人

年金所得者で左記に該当する人

★赤字等で確定申告の必要ない人も、町県民税の申告は必要です。

●生命保険料控除、医療費控除、社会保険料控除等の所得控除を受ける人

●年金所得以外に収入がある人

●遺族年金や障害年金等を受給している人

●営業、農業、その他事業、不動産等の所得がある人

申告受付会場では

相談できない申告(税務署へ)

●雑損控除を受ける人

●相続・贈与税の申告をする人

●青色申告者

●消費税の申告をする人

申告に必要なもの

●印鑑 ●源泉徴収票

●出荷、販売証明書(営業、農業、不動産収入がある場合)

●生命保険、地震保険、介護保険料、国民年金等の支払証明書

●この記事へのお問い合わせ

税務課 税務係

☎ (62) 1111 内線161・165

●確定申告電話相談センター

(1月16日～3月16日の間)

阿蘇税務署

代表 ☎ (22) 0551

自動音声案内「0」番を選択

少し早めの申告

主な収入が年金で、申告する予定のある人はこの機会をご利用下さい。

●日時…2月10日(火)

① 10時～11時30分

② 13時30分～15時30分

●場所…高森総合センター
(大会議室)



復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「個人の方に係る復興特別所得税のあらまし」をご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

◆ 阿蘇税務署

☎ 0967-22-0551

住宅

(平成27年度) 町営住宅補充入居者募集

入居申し込み期間：1/13 (火) ~ 2/25 (水)

住宅の種類

① 公営住宅
(低所得者層向け)② 貸付住宅
(所得制限なし)③ 高齢者・障がい者向け住宅
(平屋・バリアフリー住宅)④ 特定公共賃貸住宅
(中堅所得者層向け)

高森町営住宅条例第4条及び高森町特定公共賃貸住宅条例第4条の規定に基づき、補充入居者を募集します。

◆ 基本的な入居資格及び条件

- 本人または同居者が暴力団員でない方
- 同居者、または同居しようとする親族がいる方
- 本人及び同居者の合計所得月額(政令月収)が基準額以下の方
- 現に住宅に困っていることが明らかな方
- 本町に住所を有する方または勤務予定の方
- 税金等の滞納がない方
- 政令で定めた収入を超えていないこと



◆ 申し込み方法

申込み期間内に町営住宅入居申込書に記入し、必要書類を添えて提出してください。申込書には住宅に困っている事情を調査する項目がありますので、申込書の記入は必ず申込者本人が行ってください。

申し込みに必要なもの

● 印かん

● 入居予定者の平成25年1月から12月までの所得を確認できる書類

● 住民票の写し(世帯全員分)

● *外国人にあつては外国人登録証明書

● 保有資産の有無を確認できる書類(役場発行の資産証明書など)

● 入居予定者に障がい者がいる場合は障がい者手帳

● 寡婦・寡夫世帯については、そのことが証明できる書類(戸籍謄本など)

◆ 選考方法

公営住宅及び高齢者・障がい者向け住宅については、高森町営住宅条例第10条及び高森町営住宅条例施行規則で定める判定基準に基づき町営住宅入居審査会の審査を受け、団地ごとに補充入居順位を決定します。特定公共賃貸住宅及び貸付住宅については、公開抽選により補充入居順位を決定します。平成27年度中に町営住宅の明け渡しがあったときは、その順位に基づき入居者を決定します。

◆ その他

- ① 今回の申し込みは平成27年度中のみ有効です。
- ② 犬・猫などは飼育できません。
- ③ 町営住宅の駐車場は基本的に1世帯につき1台です。
- ④ 前年度に申し込みをされた方も再度申し込みが必要です。

◆ 申込窓口及びお問い合わせ

建設課 住宅係

☎ (62) 1111 内線145

年金

年金日より

受給権者について

年金を受ける権利は、本人が死亡するとなくなりますので、年金を受けている方が亡くなられたときは、「死亡届」の提出が必要です。この届出が遅れますと、年金を多く受け取り過ぎ、後で返さなければならなくなることもありますので、ご注意ください。

亡くなられた方がまだ受け取っていない年金があるときは、生計を同じくしていた遺族からの請求によって、その年金が支払われます。請求できる遺族の範囲・順位は、年金を受けていた方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他3親等内の家族（甥、姪など）です。

住民福祉課 福祉係

☎ (62) 1111 内線132

子育て

子育て支援センター

活動状況報告

公園へ行くっ！

11月14日（金）、支援センターを飛び出し高森町駅前ひろばに於いて、落ち葉遊びをしました。

曇り空でしたが、時折顔を出すお日様の有難さを感じながら、落ち葉の上を走り回ったり、穴に埋もれた布団に寝転がったり、穴に埋もれたりして楽しみました。落ち葉を拾うことはあっても、たくさん落ち葉の山で遊ぶことはなかなかないと大変好評でした。



お試しベビーマッサージ

11月25日（火）、生後2ヶ月〜8ヶ月の赤ちゃんが10名集まって、第3回目のお試しベビーマッサージを実施しました。初めはちよつとおっかなびっくりできよんとしていた赤ちゃんも、マッサージが進むとだんだん気持ち良くなってきたのか、にこーとしていたりとても気持ちよさそうでした。また、3ヶ月後に第4回目を計画予定です。

まだご経験のないお家の方、参加してみませんか？



◆ 子育て支援センター

☎ (62) 3311

仕事と子育て 両立応援 セミナー参加者募集 ★

県では、仕事と子育てを両立し、再就職を目指すお母さん等を応援するため、両立に役立つセミナーを開催します。

- 日時 平成27年2月6日（金）
9時30分～15時30分
- 申込期限 託児の必要な方は1月23日（金）
までに要予約
- 参加費 無料（託児付き）

問▶県しごと相談・支援センター

☎ 096-351-0500

くまジョブ

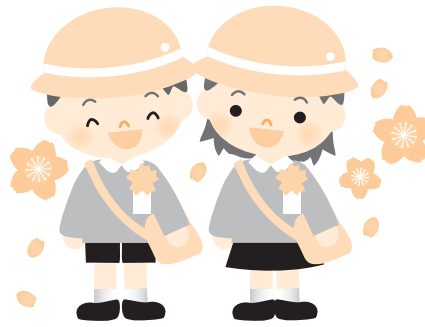
検索



27年度町内保育所入所手続き

1月23日(金)まで受付

平成27年度(平成27年4月から)
町内保育所の入所手続きの受付を
行います。



新しい手続きが必要です

来年4月に予定している「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、現行制度ではなかった新しい手続き(支給認定申請)が追加されています。支給認定申請は、新規入所の方に限らず、継続入所の方も必要となります。必ず期間内(1月23日(金)まで)に関係書類の提出をお願いします。

新制度について

幼児期の教育・保育を『個人への給付(※)』で保障

幼児教育や子どもへの保育を個人の権利として保障し、教育・保育の質を確保する観点から給付制度が創設されました。

▼新制度施行後に保育所等の施設を利用する場合は、この給付制度を利用するために「支給認定申請」を行っていただき、町から認定証の交付を行います。

▼支給認定申請と入所申し込みは同時に行うことができます。新規入所及び町外保育所への入所希望者は、認定申請書と併せて入所申込書の提出をお願いします。



▼町は支給認定申請を受けた場合、概ね30日以内に支給認定証を交付することになっていますが、27年度4月に向けた入所募集時期は膨大な審査事務量となることから、2月中に交付する見込みです。予めご了承ください。(この支給認定証は、入所先や保育料を決定するものではありません。)

※公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、認定者への直接的な給付ではなく、町から施設等に支払う仕組み(法定代理受領)です。

入園手続きに必要なもの

●保育所入所申込書

(児童1人につき1枚)

●家庭状況申告票

※自営業(農林業など)または重度障害者や病人の看護などの理由がある人は、「就労・看護証明書」に記入し、地区の民生児童委員の証明を受けて下さい。

※会社等事業所に勤務の人は、源泉徴収票を必ず添付して下さい。
※パートや内職等で源泉徴収票のない人は、事業所から必ず就労(就労予定)証明書に記入をもらして下さい。

※平成26年1月2日以降に他市町村から転入された世帯は、平成26年度課税台帳記載事項証明書が必要です。ご準備下さい。

入所申込書の配布場所

役場(住民福祉課)、草部出張所、野尻出張所、高森保育園、色見保育園、高森東保育園

お問い合わせ先

住民福祉課

福祉係

☎(62)

1111

内線132・133